

民間企業のリスク判断

民間企業では経営者の責務として、リスクの顕在化の可能性と費用・責任負担の程度を勘案、新規事業に参入あるいは継続した場合の収益や損失を想定したうえで事業を査定し、当該事業の可能性を検討する。民間企業が新しい事業に参入するための融資を求められた金融機関においても、提案される事業シミュレーションを検証し、その融資を行った場合のメリット、デメリットを比較したうえで融資実行の可否を判断することになる。以上のように、事業参入を検討するにあたっては、常に、合理的な意思決定や経営判断方法として、リスクの洗い出しと責任負担などを検証する合理的な決定過程が不可欠であり、融資機関や投資家への責任としても求められている。適切なリスク判断が可能であってこそ、民間企業は、そのノウハウを最大限有効に活用するべく最適な提案を官民連携においても行うことができる。そして、官民連携は単に公共サービスの提供について地方自治体と民間企業が連携することに止まらない。公共サービス提供をめぐるリスクについても、連携することを意味する。

したがって、たとえば指定管理の管理業務において、施設保全や管理の責任分担をどのように行うのか、その管理体制をどうするのか、施設管理において如何なるリスクが発生する可能性があり、地方自治体と指定管理者において、リスク発生の予防措置として如何なる義務を負担し、リスクが発生した場合は応急対応や復旧等の手続、あるいは生じる費用負担について負担ができない、あるいはしない場合などに損害賠償を如何に行うか、指定管理者の地位を解消することができるのかなどを明確にしておくことがリスク分担の本質となる。

リスク分担は、施設の管理運営のなかで、どちらが責任をもつかを明らかにしたうえで、①「発生する可能性のある事象や事故」、②「事象や事故の発生原因者の区分」、③「とるべき措置」、④「費用や損害の負担者」、⑤「指定管理解除」等について、具体的な内容が求められる。リスクにおいて、何らかの対象事象が発生した場合に、その原因が地方自治体側にあるか、民間側にあるか、どの程度なのか、またどちらにも原因を認識できない不可抗力なのか。どちら側の責めに帰すべき事由と判断され、どの場合に不可抗力と判断されるのかなどの基準を定めること、その基準に基づいてリスクを誰が負担するのかを定めていく必要がある。その上で、リスク負担の限度を定め、損害賠償や違約金を定め、その程度が大きい場合は、当該事業からの撤退や指定解除等の方法を定めていく。

たとえば、法令変更リスクにおいて、法律の制定、改正、廃止と条例の制定、改正、廃止がある。法律の制定、改正、廃止は国会が議決することであり、地方自治体の帰責事由と考えることには限界がある。しかし、条例の制定、改正、廃止となると当該自治体の議会が議決することであり、当該自治体の帰責事由となるか否かが争点となる。また、法律の制定、改正、廃止といっても当該事業のコア部分に影響する場合とそうではない場合などがある。以上の整理していないリスク分担は、事業者が参入の可否を検討するためのリスク算定の情報とは言えない。不可抗力の範囲とリスクの程度、施設の設計建築の瑕疵、維持管理運営上の問題点としての収入の減少、施設更新、突発的な修繕費用、付帯事業の事業計画、契約解除のリスクと損失などについて少なくとも議論されなければならない。